

千葉県中核地域生活支援センターニュースレター

ちばの地域福祉

中核地域生活支援センターの“ところ”

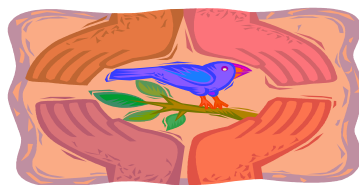
中核地域生活支援センター
夷隅ひなた所長 池口 紀夫

今日の福祉で最も欠けているのは地域の中で辛く悲しい思いをしている人や生活苦に追い込まれている事態に対して、誰が“責任”を負うのかという事だと思ふ。その事が不明確になっているのではないだろうか。自分の生活を自分で責任を取れるように支援するのが中核センターでありたい。

その事は必然的に福祉が権利となっているかの課題になってくる。権利は共同体に属するものではなく個人に属するものでなければならない。中核センターの背骨には憲法第25条（すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する）がある。予算や資源のあるなしや、事業者の都合やワーカーの姿勢などによって“権利”がぐらぐらになり、原則や基準がゆるゆるになってしまう現状において、最後まで当事者の権利性を守ることができるかどうかである。むろん、中核センターの体制が強化されることと、広域すぎる圏域が改善されることがないと絵に描いた餅になる危険があるが・・・。

でも中核センターは制度の現状がどうであれ、一人一人の相談者の困りごとに“現実的に”取り組む。“とりあえず”生きられるように。しかし、同時に相談者が安定的に生きられるように“地域づくり”に取り組む。つまり、一人の人の“個別ケースワーク”と“地域ソーシャルワーク”を車の両輪のように取り組む。地域の苦難を地域の“合力”で解決できるように。

中核センターは色々の課題に取り組むが、何よりも地域のセーフティネットである役割を最優先にしたい。何よりも命を守りたい。死なないですむように・・・。



ご存知ですか？中核地域生活支援センター

今回は、中核地域生活支援センターで行っている「総合相談」について説明します。
中核地域生活支援センターが行う相談支援活動の特徴のいくつかを紹介します。

①いつでも、だれでも、どんなことでも。

「昼間は働いていて、夜にしか相談できないのだけど・・・」

→24時間365日対応なので夜間や休日のご相談も可能です！

「どんなサービスが使えるのか分からないので、どこに相談すればよいのかわからない。」

→制度横断的なので、どなたでも利用が可能な相談窓口です！

「いろいろな問題が重なり合っていて、いろんな相談窓口へ行かなきゃならない。」

→お一人の方が複数の問題を抱えていたり、世帯全体に複数の問題が混在していたりする場合、ワンストップでご相談をお聞きし、問題の整理をします！

②寄り添い型の相談支援機関です。

「センターへ行く手段がないので、相談はあきらめるしかないのかな？」

→センターに来られない方にはもちろんですが、相談の基本はアウトリーチ（訪問）です！

「情報やアドバイスをもらっても、理解が難しく利用できない。」

→ただ情報を差し上げるだけでなく、ご相談者が受け取った情報などをきちんと利用できるまで、一緒に寄り添って支援します！

③制度の隙間を埋めるセーフティネット機能を持ちます。

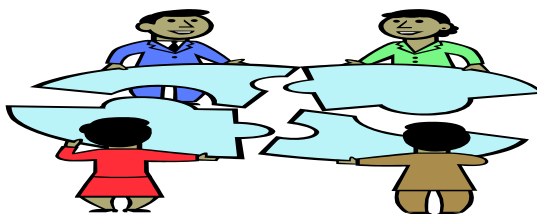
「自分の抱える問題は、どこに相談に行っても『ここでは対応できない』と言われる。」

→引きこもり、ホームレスなど既存の公的機関が対応しにくい問題や、福祉サービスの境界線上にある「ボーダー層」にある方の問題にも、積極的に介入していきます！

⑤支援のネットワーク化や地域づくりを行います。

「今は生活が成り立っているけれど、今後どうなっていくか心配・・・。」

→課題が解決し、相談者が安心して生活できるようになるための支援ネットワークを築き、（見守りを含む）継続的な支援を行います！



以下は、中核地域生活支援センターへの具体的な相談内容の一例です。

(※プライバシー保護のために一部、内容を加工してあります。)

- ◆多重債務を抱えた独居高齢者の今後の生活支援。(債務整理および居住場所と収入の確保について、市役所と連携しながらの対応)
- ◆外国人女性が被害者となっているDVおよびその女性の子どもに対する児童虐待への権利侵害対応活動。(市役所のDV相談や警察の生活安全課、児童相談所、弁護士などと共に協働し支援活動を行う)
- ◆家族全員が知的障害などの要支援者である世帯にたいする包括的な支援。(経済問題による家族関係悪化への介入。障害年金受給による経済問題の解決やこまめな訪問による不安の軽減)
- ◆引きこもり状態にあり、家庭内でも孤立している成人の方に対する介入。家族は、立てないほどの衰弱状態にあっても本人に食事を与えない状態。(行政などと連携し、本人への見守りや福祉サービスへ繋げるための努力を継続)
- ◆リストラにより生活が成り立たなくなり、自宅内で倒れている本人に対する支援を搬送先の病院および警察から依頼。(宿泊先の確保、社会福祉協議会からの生活福祉資金の借入れ、ハローワークの同行などの介入により、短期間で生活の立て直しが図れた)
- ◆障害のある子どもたちを対象とした社会資源(療育システム)確保を目的とした団体活動支援(障害児の家族、医療関係者、行政などと共に連絡会を立ち上げ)
- ◆触法障害者とその家族(障害が疑われる)に対する生活支援(障害者の日中の居場所の確保や生活費管理のそれぞれにサービスを導入。また家屋内の掃除片付けをネットワーク支援者で協力して行う)
- ◆高齢の夫婦が長年、障害を持つ我が子を育ててきたが、夫婦の一方が認知症を患い、今後の自宅生活が困難になってきたケース(市役所の障害福祉課および高齢者福祉課それぞれに情報提供し、世帯全体に対する支援の連携を依頼。また介護福祉サービスおよび障害福祉サービスを導入しつつ、家族の希望をできるだけかなえられるようにコーディネート)
- ◆不登校の我が子を育てていく事の難しさから、育児不安を抱き、母子関係が悪化、精神的な虐待に進んでいったケース(子どもの通う学校、市教育委員会、児童家庭課、児童相談所などと連携し、要保護児童地域対策協議会に上げ、ケースの共有および支援のネットワーク化を図る。)
- ◆片親で子どもを育てているが、職場が遠方のために子ども達だけの生活を余儀なく強いられ、ひどいネグレクト状態に置かれていた世帯に対する支援(子どもの一時保護、ゴミの片付け、ライフラインの復旧など)

☆☆☆ これからも県内のあらゆるご相談に真剣に向き合っています! ☆☆☆



ちば・地域発 ～県内ア・ラ・カルト～

[市原市] 精神保健福祉フェスタ 誰もが住みやすい街を目指して 「もし自分や家族が心の病にかかったら」

日 時：平成 22 年 9 月 18 日（土）13：00～16：30 （開場 12：00）

場 所：市原市市民会館小ホール

内 容：回復者の視点からのメッセージ
当事者家族の立場からのメッセージ
梶原しげる氏による講演
ロビーにて各種展示

市原市内当事者・支援者有志コーラス隊によるコーラス
市原市立市原中学校吹奏楽部コーラス
東海大学付属望洋高校吹奏楽部演奏とコーラス

参加費：無料

主 催：市原市・「市原市精神保健福祉フェスタ」実行委員会

後 援：市原市教育委員会

その他：手話通訳あり

問い合わせ先：市原地域生活支援センターはばたき TEL0436-24-2925



[松戸市] 障害者、高齢者の法律と生活の相談室

- ・弁護士、司法書士、社会福祉士等 がご相談に応えます。
- ・ご相談の内容に応じて、行政、保健、医療、福祉、教育、など多分野、多職種との連携を図ります
- ・秘密厳守、ご相談は無料です

日 時：毎月第3水曜日（平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月）

午前 10：00 ～ 午後 3：00 ＊相談時間は 1 件 30 分間～1 時間

場 所：シティハイム松戸 510（松戸駅東口徒歩 2 分）

連絡先：電話 090-9347-8346

事務局：NPO 法人成年後見センターしぐなるあいず

〒271-0092 松戸市松戸 1292-1 汐川1松戸 510

TEL.047-702-7868 Fax.047-702-7869

発行元：千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

事務局：すけっと（印旛圏域）佐倉市錦木仲田町 9-3 TEL:043-483-3718 FAX:043-483-3719

編 集：海匠ネットワーク（海匠圏域）旭市イの 1775 TEL:0479-60-2578 FAX:0479-60-2579

※内容についてのお問い合わせは、海匠ネットワーク（担当：^{くらた}藏田）までお願いします。